

居宅介護支援重要事項説明書 契約書

契約者： _____

事業者：株式会社ムードメーカー
オイデナプランニング

締結日：令和 年 月 日

当事業所は介護保険の指定を受けています。

重要事項説明書

居宅介護支援の提供開始にあたり、札幌市条例第 55 号第 7 条に基づいて、重要事項を以下のとおり説明します。

まずはじめに、居宅介護支援とは、、、

ご契約者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- ご契約者の心身の状況やご契約者とご家族等の希望をお伺いして、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- ご契約者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご契約者、ご家族及び指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。
- 必要に応じ、関係医療機関、障がい福祉制度の相談支援専門員との連携を行います。

1. 事業者

- | | |
|-------------|------------------------------|
| (1) 名 称 | 株式会社ムードメーカー |
| (2) 所 在 地 | 札幌市中央区南 7 条西 9 丁目 1024 番地 42 |
| (3) 電 話 番 号 | 011-596-8412 |
| (4) 代表者氏名 | 村中 恵太 |
| (5) 設立年月日 | 令和 3 年 8 月 26 日 |

2. 事業所の概要

- | | |
|-------------|--|
| (1) 種 類 | 指定居宅介護支援事業所 |
| (2) 目 的 | 指定居宅介護支援事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態及び要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援事業を提供することを目的とする。 |
| (3) 名 称 | オイデナプランニング
事業所番号 0170105241 |
| (4) 所 在 地 | 札幌市中央区南 7 条西 9 丁目 1024 番地 42 札幌館ビル 2 階 |
| (5) 電 話 番 号 | 011-596-8412 |
| (6) 管 理 者 | 村中 恵太（主任介護支援専門員） |

- (7) 運営方針 ご利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し適切な保健医療サービス及び福祉サービスを、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう、中立・公正な立場で行う。関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。
- (8) 開設年月日 令和3年12月1日

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 札幌市中央区
- (2) 営業日及び営業時間
 営業日 月～金（祝日及び8月13日14日、12月29日から1月3日を除く）
 受付及び提供時間 月～金 10時00分～19時00分

4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

職 種	常勤	非常勤	職務の内容
管理者	1名		事業運営・管理、介護支援業務
介護支援専門員	2名	2名	介護支援業務（管理者と兼務）

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスの利用料金は、通常の場合、介護保険から給付されますので、利用者負担はありません。

(1) サービスの内容と利用料金

<サービスの内容>

①居宅サービス計画の作成

- ・ご家庭を訪問して心身の状況、置かれている環境等を把握した上で、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービスや福祉サービスが、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して居宅サービス計画を作成します。
- ・居宅サービス計画の作成にあたり、介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業所等の紹介を求めることができます。また、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由の説明を求めることができます。
- ・前6か月間に作成したケアプランの総数の中で、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着型通所介護のそれぞれが位置づけられたケアプランが占める割合を説明します。
- ・前6か月間に作成したケアプランに位置づけられた訪問介護、通所介護、福祉用具貸与と地域密着型通所介護について、同一の事業者（法人）によって提供されたものが占める割合を説明します。（上位3位まで）

②居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・ご契約者、ご家族及び指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・ご契約者の意向を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

③居宅サービス計画の変更

居宅サービス計画の変更を希望した場合又は事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき居宅サービス計画を変更します。

④介護保険施設への紹介

居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は介護保険施設への入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

<サービス利用料金>

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、**ご契約者の自己負担はありません。**

但し、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することが出来ない場合は、サービスの利用料金の全額を請求のあった翌月 15 日までにいったんお支払い下さい。

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

(2) 入退院時の対応

利用者が入院した場合には入院先に、担当介護支援専門員の氏名をお伝えください。必要な情報提供を行い、退院に向けて連携しサービス調整を行います。

(3) 介護支援専門員の交替

①事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

②ご契約者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることが出来ます。ただし、ご契約者から特定の介護支援専門員の指名は出来ません。

7. 苦情の受付について

(1) 苦情の受付

当該事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

【職名】 介護支援専門員 村中 恵太

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 10:00～19:00

○電話番号 011-596-8412

(2) 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

- ・苦情があった場合は、その内容を十分に聴き、相談受付票を作成し内容を確認した上で対応します。又、特に必要と認めた場合は、管理者を含め検討会議を行い必要な措置を講じます。
- ・苦情内容等を記録した相談受付票は所定年数保管します。

(3) 苦情があったサービス事業者に対する対応方針等（居宅介護事業者の場合記入）

サービス事業者に対する苦情があった場合は、その内容について調査検討し、サービス事業者へ内容の確認を行い調査検討して改善を図るとともに、ご契約者及びご家族にご報告します。

(4) 行政機関その他苦情受付機関

高齢者・障がい者生活あんしん支援センター	所在地 札幌市中央区大通西 19 丁目札幌市社会福祉総合センター2 階 電話番号 011-632-0550 受付時間 9 時 00 分～17 時 30 分
国民健康保険団体連合会	所在地 札幌市中央区南 2 条西 1 4 丁目 電話番号 011-231-5161 受付時間 9 時 00 分～17 時 00 分
北海道社会福祉協議会	所在地 札幌市中央区北 2 条西 7 丁目 1 番地 電話番号 011-241-3976 受付時間 9 時 00 分～17 時 00 分

8. 損害賠償責任について

居宅介護支援の実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。守秘義務に反した場合も同様とします。但し、契約者に故意または過失が認められる場合においては、契約者の置かれた心身の状況を考慮して相当と認められる時に限り、損害賠償責任を減じることができるものとします。

9. 苦情・ハラスメント対策

事業所は、提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等（第4項において「指定居宅介護支援等」という。）に対する利用者又はそのご家族等からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、自ら居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービスまたは指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行うものとする。

4 事業所は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

10. 虐待防止に関する事項

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修等の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待と思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村長に通報するものとする。

11. 事業継続計画

業務継続計画（BCP）の策定等に当たって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務改善計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

※令和6年3月31日まで努力義務

12. 感染症予防、まん延防止の対策

感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し掲示を行う。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

※令和6年3月31日まで努力義務

ケアプランへ位置づけた利用割合等 説明書

前6か月間に作成したケアプランの総数の中で、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着型通所介護のそれぞれが位置づけられたケアプランが占める割合

訪問介護	34%	通所介護	58%
福祉用具貸与	63%		

前6か月間に作成したケアプラン位置づけた訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着型通所介護について、同一の事業所（法人）によって提供されたものが占める割合

	1位	2位	3位
訪問介護	株式会社ホームケアリーディング 20%	合同会社 初ストステップ [®] 11%	株式会社アンビシャス 10%
通所介護	株式会社 ムードメーカー 36%	HTC株式会社 8%	ライフケアサービス株式会社 7%
福祉用具貸与	BLISSTAGE 株式会社 20%	アクテック 株式会社 13%	株式会社 ダイフク 8%

判定期間 （令和6年度）

前期（3月1日から8月末日）

後期（9月1日から2月末日）

利用料及びその他の費用について

居宅介護支援の内容	提供方法	介護保険適用有無	利用料 (月額)	利用者負担額 (介護保険適用の場合)
① 居宅サービス計画の作成	別紙1に掲げる「居宅介護支援業務の実施方法等について」を参照下さい。	左の①～⑦の内容は、居宅介護支援の一連業務として、介護保険の対象となるものです。	下表のとおり	介護保険適用となる場合には、利用料を支払う必要がありません。 (全額介護保険により負担されます。)
② 居宅サービス事業者との連絡調整				
③ サービス実施状況の把握、評価				
④ 利用者状況の把握				
⑤ 給付管理				
⑥ 要介護認定申請に対する協力、援助				
⑦ 相談業務				

取扱い件数区分	要介護度区分	
	要介護1・2	要介護3～5
介護支援専門員1人当たりの利用者の数が45人未満の場合	居宅介護支援費Ⅰ 11,088円	居宅介護支援費Ⅰ 14,406円
介護支援専門員1人当たりの利用者の数が45人以上の場合において、45以上60未満の部分	居宅介護支援費Ⅱ 5,554円	居宅介護支援費Ⅱ 7,187円
介護支援専門員1人当たりの利用者の数が45人以上の場合において、60以上の部分	居宅介護支援費Ⅲ 3,328円	居宅介護支援費Ⅲ 4,308円

I C T活用又は事務職員の配置を行っている場合

取扱い件数区分	要介護度区分	
	要介護1・2	要介護3～5
介護支援専門員1人当たりの利用者の数が50人未満の場合	居宅介護支援費Ⅰ 11,088円	居宅介護支援費Ⅰ 14,406円
介護支援専門員1人当たりの利用者の数が50人以上の場合において、50以上60未満の部分	居宅介護支援費Ⅱ 5,380円	居宅介護支援費Ⅱ 6,973円
介護支援専門員1人当たりの利用者の数が50人以上の場合において、60以上の部分	居宅介護支援費Ⅲ 3,226円	居宅介護支援費Ⅲ 4,186円

	加 算	加算額	内 容 ・ 回 数 等
要介護度による区分なし	初 回 加 算	3,063円	新規（要支援者が要介護認定を受けた場合を含む）に居宅サービス計画を作成する場合 要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合
	入 院 時 情 報 連 携 加 算 Ⅰ	2,552円	入院の日のうちに病院等の職員に必要な情報提供をした場合(Ⅰ)
	入 院 時 情 報 連 携 加 算 Ⅱ	2,042円	入院の日の翌日又は翌々日に病院等の職員に必要な情報提供をした場合(Ⅱ)
	退 院 ・ 退 所 加 算 (Ⅰ) イ	4,594円	入院等の期間中に病院等の職員と面談を行い必要な情報を得るための連携を行い居宅サービス計画の作成をした場合。 (Ⅰ) イ 連携1回 (Ⅰ) ロ 連携1回(カンファレンス参加による) (Ⅱ) イ 連携2回以上 (Ⅱ) ロ 連携2回(内1回以上カンファレンス参加) (Ⅲ) 連携3回以上(内1回以上カンファレンス参加)
	退 院 ・ 退 所 加 算 (Ⅰ) ロ	6,126円	
	退 院 ・ 退 所 加 算 (Ⅱ) イ	6,126円	
	退 院 ・ 退 所 加 算 (Ⅱ) ロ	7,657円	
	退 院 ・ 退 所 加 算 (Ⅲ)	9,186円	
	通 院 時 情 報 連 携 加 算	510円	1月につき
	特 定 事 業 所 加 算 (Ⅰ)	5,298円	「利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的で開催すること」等厚生労働大臣が定める基準に適合する場合(一月につき)
特 定 事 業 所 加 算 (Ⅱ)	4,298円		
特 定 事 業 所 加 算 (Ⅲ)	3,297円		
特 定 事 業 所 加 算 (A)	1,163円		

特定事業所医療介護連携加算	1,276円	特定事業所加算(Ⅰ)、(Ⅱ)又は(Ⅲ)を算定している等厚生労働大臣が定める基準に適合する場合(一月につき)
ターミナルケアマネジメント加算	4,084円	終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握したうえで、厚生労働大臣が定める基準に適合する場合
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,042円	病院等の求めにより、病院等の職員と居宅を訪問しカンファレンスを行いサービス等の利用調整した場合

その他の費用について

① 交通費	<p>利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、交通費の実費を請求いたします。</p> <p>なお、自動車を使用した場合は(運営規程に記載されている内容を記載する)により請求いたします。</p>
-------	--

利用料及びその他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料及びその他の費用の請求方法等	<p>ア 利用料及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。</p> <p>イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 20 日までに利用者あてお届け(郵送)します。</p>
② 利用料及びその他の費用の支払い方法等	<p>ア サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の末日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。</p> <p>(ア)事業者指定口座への振り込み</p> <p>(イ)利用者指定口座からの自動振替</p> <p>(ウ)現金支払い</p> <p>イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡しますので、必ず保管されますようお願いいたします。(医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。)</p>

令和 年 月 日

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。契約を証するため、本書2通を作成し契約者、事業者が記名の上、各1通を保有するものとします。

株式会社ムードメーカー
オイデナプランニング

説明者氏名

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

(契約者)

住所

署名

私は、本人の同意の意思を確認し、本人に代わり上記署名を行いました。

(代理人)

住所

(契約者との続柄

)

署名

電話

居宅介護支援契約における個人情報使用同意書

私及び家族の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

1 使用する目的

株式会社ムードメーカー オイデナプランニングが介護保険法に関する法令に従い、居宅介護サービス計画に基づき、指定居宅サービスなどを円滑に実施するために行うサービス担当者会議等において必要な場合又は他事業所を利用する場合に使用する。

2 使用に当たっての条件

① 個人情報の提供は、1に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際は関係

者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと。

② 事業者は、個人情報を使用した会議、相手方、内容等について記録しておくこと。

3 提供先及び方法

- ・ ケアプランの中で利用するサービス事業所への提供
 - ・ 国保連合会へ介護報酬の請求のための提出
 - ・ 主治医または連携医療機関への情報提供
 - ・ コンピューターへの保守のためのデータ提供
 - ・ 提供手段又は方法として、手渡し、FAX、電話などを用いる
- ※場合によって、本人の申し出により第三者への提供を差し止めることが出来る

4 個人情報の内容

- ・ 氏名、生年月日、年齢、住所、健康状態、病歴、家族状況等、事業者が居宅介護支援を行うために、最低限必要な利用者や家族個人に関する情報
 - ・ 認定調査票（必要項目及び特記事項）、主治医意見書、介護認定審査会における判定結果の意見（認定結果通知書）
 - ・ その他の情報
- 上記の内容以外に特に必要な情報については本人又は家族に了承を得る。

令和 年 月 日

利用者 住所 _____

氏名 _____

利用者家族代表 住所 _____

氏名 _____

上記代理人（代理人を選定した場合）

住所 _____

氏名 _____